

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン

接種を受けた方へ

平成25年3月31日までに市町村の助成により子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、左記の相談窓口に至急お問い合わせください。

【相談窓口】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

救済制度相談窓口

フリーダイヤル

0120(149)931

利用できる場合

03(3506)9411

(有料)

▼受付時間

月曜日から金曜日まで
(祝日・年末年始を除く)
午前9時から午後5時まで

大和久区臨時総会・懇親会

◆日時

平成28年1月16日（土）午後5時～臨時総会
午後6時30分～懇親会

◆場所

磐梯熱海温泉ホテル華の湯
(郡山市熱海町熱海五丁目8-60) ☎024-984-2222

◆会費

2,000円（宿泊者のみ）
※差額については交付金を活用します。

◆交通

各自でお願いします。なお、交通費を支給しますので、印鑑を持参ください。

◆出欠

氏名、人数、住所、電話番号、宿泊の有無を12月5日までご連絡ください。

【お問い合わせ先】大和久区長・坂上信行
☎090-2600-5826

昭和47年度卒・熊町小同級会

◆日時

平成28年1月2日（土）
午後5時30分～8時

◆場所

漁夫 三町目店（いわき市平字三町目35）
☎0246-24-0727

◆会費

8,000円（当日会場で受付）

◆宿泊場所（希望者のみ）

グランパークホテル・パネックスいわき
(いわき市平白金町9-1)

◆宿泊代

7,500円（朝食付き）

※出欠確認のため返信用の封書を郵送しましたので、ご記入の上、返送してください。

【お問い合わせ先】森岡喜洋江（幹事）
☎090-8982-0372

交付申請について

○氏名・住所変更時の交付申請書について

通知カードの封筒には、マイナンバーカードの交付申請書が同封されています。記載されている氏名、生年月日、性別、住所（大熊町の住所）が正しいことを確認の上、申請にご使用ください。

結婚などで氏名変更、住民票上の住所変更が反映されておらず、記載内容と違いがある場合、同封の申請書は使用できません。新しい申請書を発行しますので、ご連絡ください。または、個人番号カード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）からダウンロードした手書き用交付申請書をご使用ください。

なお、マイナンバーカード交付申請後に氏名や住所の変更があった場合、変更が自動的に反映されず、旧氏名・旧住所でマイナンバーカードが作成されます。この場合、マイナンバーカード発行後に新しい氏名・住所などを追記することになり、カードに搭載したICチップの情報も書き換えなければ使用できません。近々、結婚、転出などを予定されている方は、住民票の変更が終わった後にマイナンバーカードの交付申請をすることをお勧めします。

○15歳未満の方、成年被後見人の方の申請方法

15歳未満の方、成年被後見人の方が窓口で本人確認を行う際は、本人の他に法定代理人も一緒に来庁していただく必要があります。15歳未満の方は、ご両親のどちらかが一緒に来庁してください。

本人の来庁なしに代理人による交付申請が認められるのは、病気・身体の障がいなどのやむをえない理由がある場合に限られます。来庁困難なことの証明として、医師の診断書などが必要です。会社の勤務時間、学校に在学中などは、「やむをえない理由」に該当しませんので、ご注意ください。

▶公式サイト：個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp>

【お問い合わせ先】住民課住民係（内線547）

※1 本人確認のできる身分証とは、以下のものになります。

住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書のうち1点

これらのものをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの2点（例）住民基本台帳カード（写真なし）、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証、被災証明書など
例にあげたもの以外の身分証については、ご相談ください。

～使ってみませんか～ 見守り機能付き歩数計

見守り機能付き歩数計の募集を1月から2月にかけて実施したところ、200を超える方々から申し込みいただきました。4月から配布し、利用いただいております。

見守り機能付き歩数計は随時、申し込みを受け付けておりますので、以下の利用条件を満たす方で利用を希望される場合は、申し込み先までご連絡ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

大熊町タブレット相談室 フリーダイヤル0800-800-0907（受付時間 月～金 午前9時～午後5時）

マイナンバーカードの

○通知カード送付状況

10月30日から、町民の皆さま宛にマイナンバーをお知らせする通知カードの発送が開始されました。11月前半には簡易書留郵便でお手元に届く予定になっています。

11月半ばを過ぎて通知カードの届かない方は、住民課住民係までお問い合わせください。状況を確認の上、回答します。

現在、転居前住所に送付されたり、不在のため受け取れなかったなどで、返戻された通知カードを、役場から順次再送しています。再送についても、転送不要の簡易書留による郵送となっています。そのため、送付先住所の確認を行いますので、ご協力をお願いします。

郵便を受け取ることが難しい場合は、大熊町役場のマイナンバー申請受付窓口に来庁いただき、本人確認（※1）を行い、世帯分の通知カードをお渡しすることもできます。

同一世帯以外の方が代理人として受け取る場合は、通知カードの受け取りを委任することを記載した委任状と、代理人の本人確認できる身分証、依頼者本人の本人確認できる身分証の写しをご持参ください。代理人の身分証の条件につきましては、依頼者本人のものと同様になります。

通知カードが到着しましたら、マイナンバーカードの交付申請ができるようになります。通知カードに同封のパンフレットには、交付申請の方法として、郵送で申請する方法、スマートフォンおよびパソコンで申請する方法、証明用写真機で申請する方法が紹介されていますが、その他に申請書類を持参して窓口で申請する方法もあります。ご都合にあった方法で申請してください。

お問い合わせの多かった件について、右ページでご案内します。申請の際はご注意ください。

ヴォイスおおくま メンバー募集中！

コーラスグループヴォイスおおくまはメンバーを募集しています！一緒に歌いませんか？

◆練習日

毎月第三水曜日

◆練習場所

カンタービレピアノ教室
(いわき市平正町3-2)

◆お問い合わせ先

田子島屋 (090-2987-3061)
お気軽にお問い合わせください！

ヴォイスおおくまは11月21日のふるさとまつり in
いわきのステージで歌を披露します！お楽しみに！

大熊町いわき会 ～みんなで餅つきしよう！～

◆日時

12月11日（金）午前9時30分～

※調理をお手伝いいただける方はエプロン、三角巾
をお持ちください♪

◆場所

泉公民館
(いわき市泉町四丁目13-11)

【お問い合わせ先】

070-5581-5939
(担当・富岡)



中間貯蔵施設に係る弁護士無料相談会

開催場所	開催日	開催時間	所在地
大熊町役場 会津若松出張所	11月19日(木)	午後2時から午後5時	会津若松市追手町2番41号 (相談会場:2階 第2会議室)
大熊町役場 いわき出張所	11月16日(月)	午後2時から午後5時	いわき市好間工業団地1番地43 (相談会場:1階 相談室)
ビッグパレット ふくしま	11月25日(水)	午後2時から午後5時	郡山市南二丁目52番 (相談会場:1階 マルチパースルーム②)
大熊町役場 いわき出張所	12月8日(火)	午後2時から午後5時	いわき市好間工業団地1番地43 (相談会場:1階 相談室)
ビッグパレット ふくしま	12月10日(木)	午後2時から午後5時	郡山市南二丁目52番 (相談会場:3階 小会議室1)
大熊町役場 会津若松出張所	12月17日(木)	午後2時から午後5時	会津若松市追手町2番41号 (相談会場:2階 第2会議室)

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開催します。当該施設建設に伴う権利関係等の疑問点について、無料で相談することができます。

■相談できること■

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相談等について

※法律相談であり、補償価格に関する相談はできませんので、ご了承ください。

◆対象者

大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産(土地・建物)を所有されている方

◆相談料

無料

◆相談時間

1回につき50分位内(各会場3組までの事前予約制)

◆申し込み方法

事前予約の先着順になりますので、ご連絡をお願いします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

※受付時間…午前8時30分～午後5時15分
(平日のみ)

もう一度確認しよう！自転車の乗り方

今年6月1日の道路交通法改正に伴い、私たちにとって身近な乗り物である自転車に関する法律が大きく変わりました。それが自転車運転者講習制度です。

この制度は、自転車運転中の信号無視や酒酔い運転のほか、右側通行などの危険行為を繰り返した人に安全運転講習の受講を義務付けるもので、受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金が科せられます。

最近では、傘差し運転や携帯電話を操作しながらの片手運転が、大きな事故につながるケースも少なくありません。通勤・通学、買い物などで自転車に乗る方は、この機会にもう一度ご自身の自転車の乗り方を振り返ってみましょう。

自転車は「軽車両」です。運転者としての自覚と責任を持ち、事故やトラブルを防ぐために、ルールを守って安全運転を心がけましょう。

